

議案第185号

## 大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第6項から第8項までの規定中「平成25年度分」を「平成26年度分」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市国民健康保険条例の規定は、平成26年度分以後の保険料について適用し、平成25年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上 龍 一

### 説 明

平成26年度分の保険料に係る保険料率の特例措置を講じるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市国民健康保険条例（抄）

附 則

1 - 5 省 略

6 平成25年度分の保険料に係る基礎賦課額の保険料率に係る第14条第1項の規定の適用について  
平成26年度分

ては、同項第1号中「100分の50」とあるのは「100分の46」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の27」と、同項第3号ア中「100分の15」とあるのは「100分の27」とする。

7 平成25年度分の保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率に係る第14条の2の6第平成26年度分

1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の50」とあるのは「100分の46」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の27」と、同項第3号ア中「100分の15」とあるのは「100分の27」とする。

8 平成25年度分の保険料に係る介護納付金賦課額の保険料率に係る第14条の6第1項の規定の平成26年度分

適用については、同項第1号中「100分の50」とあるのは「100分の46」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の27」と、同項第3号中「100分の15」とあるのは「100分の27」とする。

9 省 略